



EASTERN CAR LINER, LTD.

5TH FLOOR, TENNOZ PARKSIDE BLDG. 2-5-8,
HIGASHI-SHINAGAWA, SHINAGAWA-KU. TOKYO 140-0002

2015年12月28日
イースタン・カーライナー株式会社

自動車運送事業(海運業)に関する中国国家発展改革委員会の発表について

当社は、自動車運送業(海運業)における中国独占禁止法に関して、中国国家発展改革委員会の調査を受け、この度処罰が決定されました。当社は今回の調査結果について非常に重く受け止め、誠意をもって受け入れます。

今後、再発を防止の為に、役員・従業員の法律遵守意識を徹底させ、より厳格、且つ緻密な対策を講じてまいります。

お客様、株主の皆様、関係者の皆様に多大なご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。